

## NEWS TOPICS

今年度、完了したばかりの修景事例をご紹介します。

〈河井家住宅〉

建物本体と高塀の双方を修景しました。

建物は、大屋根の葺き替え。外壁は、金属波板が外され、全面塗り替えを行いました。通りに面して建物と繋がる高塀は杉板を張り替え、修景がなされました。

Before



After



「想い出の昔・町なみスケッチ絵はがき」できました！

2017年度に発行した『想い出の昔・町なみスケッチ帳』の中から5枚の絵を選んで絵はがきを作りました。非売品ですが、今後、町家再生ワークショップ等に参加いただいた方に配布する予定です。ぜひ、ご参加下さい。なお、町家再生ワークショップについては、後日改めてご案内します！



### INFORMATION

#### ▶町なみ再生連続講座 延期のお知らせ

3/28(土)に開催予定であった、今年度第3回(総第8回)講座「近代化遺産からみた堺の近代化」は、新型コロナウィルス大流行のため、来年度(2020年4月以降)に延期になりました。開催日時は、後日改めてお知らせします。

#### ▶月いちバザーのお知らせ

4月11日(土)/12日(日) 場所:堺町家案内所(北旅籠町大道西・内田家住宅1F)  
13日(月) 時間:11:00~16:00

今回は、着物・和装バザーです。ぜひ、お越し下さい。

#### ▶第9回定期総会(令和2年度)について

現時点での、開催日時等については、以下の通りです。詳細は、後日改めてお知らせします。

5月10日(日) 場所:錦西白寿荘(堺市立青少年センター2F)  
時間:13:30~

※予定は変更になることがあります。

▶協議会へのお問い合わせはこちら  
堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会  
TEL 072-228-0953 [志賀]  
MAIL info@sakaimachinami.jp

▶「まちなみ修景補助制度」へのお問い合わせはこちら  
堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室  
TEL 072-228-7432  
FAX 072-228-8468 担当:福島、加賀山、田中

今号の表紙

今号の表紙は、月藏寺の土塀です。瓦と練土(ねりつち)を交互に積み重ねて造る塀のことを「練塀(ねりべい)」と言います。市内でも寺院などの塀に時折見られます。時代を経て、美しさと共に味わい深い風情も醸し出しています。瓦は屋根に葺くだけではなく、こんなところにも使われているのは大変興味深いですね。



発行日:2020.3.27  
発行者:堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会  
編集:協議会 + musubi design  
連絡先:〒590-0930 堺市堺区柳之町西1丁1-28  
TEL.072-228-0953(志賀)  
URL: http://sakaimachinami.jp/

歴史的まちなみを  
未来に活かすため

町なみ再生連続講座  
第7・8回を開催しました！

vol.24



photo : Kozo Ono

## 町なみ再生連続講座 今年度第1回(総第7回)講座を開催しました!

| 2020.1.26 錦西公民館会議室(堺市立青少年センター2F)にて 午後1時30分~ |

テーマ:「大阪長屋の改修 ~ヨシナガヤの実践から」

講 師:建築家 吉永 規夫 氏

ご自身も改修した長屋にお住まいの講師の吉永規夫氏。苗字の吉永=ヨシナガヤ=よい長屋と称してこれまで十数件の長屋を改修されています。2019年、生野区林寺の5軒長屋で5軒が空き家だった事例では、1棟を改修するお話をありました。当初、5軒のうち1軒のみをモデル的に内装改修することで進めていましたが、大阪市の修景事業の1件に採用され、外観修景改修工事を行うこととなりました。内外の改修工事を終え、明かりが灯り、まちの中に建物があり、人が住んで初めて建物が活きてくると感じられます。完成後、内覧会で多くの人に反響があり、当初リノベーションしても人が来るかどうか分かりませんでしたが、残りの空き家もすぐに申し込まれました。外観修景をしていることで、まちのシンボルとなり、残りの空き家にも興味を持たれ、全て借り手がついたい事例でした。外観を蘇らせ、修景工事をしていくことで、いろいろな価値観が生まれ、まちにも影響を与え、非常に大切であると思いました。



## 町なみ再生連続講座 2019年度第2回(総第8回)講座を開催しました!

| 2020.2.22 堺市立青少年センター3F 第2集会室にて 午後1時30分~ |

テーマ:「文化的景観としての都市と町家 ~京都、宇治、岐阜そして堺~」

講 師:京都工芸繊維大学教授 清水 重敦 氏

お話は、とてもわかりやすく面白く興味深いものでした。まず、「文化的景観」という、世界遺産において1992年に登場した新しい保存のための考え方を紹介いただきました。「生活又は生業が当該地域の風土により形成された景観地」というとらえ方は、堺環濠都市北部地区に、まさにぴったり当てはまり、この「文化的景観」によって、地区の北部エリアのみならず南エリアを含む地区全般にわたって、景観が造り出される仕組みを保存していくのではないかと希望の光がさしたように感じました。

また、以前、今井町へ見学に行った時、家と家とが背中合わせに建っていて、その間を背割り水路が流れていると知り、今井町は特殊なんだと思いました。ところが、特殊なのは、堺の方だったのです。堺では表の本通りから裏手の六間筋まで敷地が通っていて、通り抜けられる。町家内部では、通り庭である土間と床上部分が壁や板戸で仕切られる。そんな構造が、堺独自の町家の形式だと知ったことも、今回、まさに目から鱗でした。



文化的景観とは、文化財保護法で、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されたもので、文化的景観の中でも特に重要なものを、「重要文化的景観」として選定しています。文化的景観を保護する制度を設けることによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくことができます。(文化庁のHPより要約)

## 堺環濠都市北部地区の景観形成に向けて 実施された意向把握調査の結果報告

ニュース前号(23号)で調査内容については既に説明していますが、この度、堺市と「堺環濠北部の町なみを考える会」が協働で実施した意向把握調査の集計結果がまとまりましたので、お知らせします。

当該地域(北半町~綾之町の紀州街道沿い・高須神社電停~七道駅の道路沿い)の地権者199人の方に調査票を配布して、124人の方から回答がありました。回答率は62%です。

回答者124人のうちで、それぞれの規制の制限内容についての賛否等は右の表の通りですが、約9割の方が高さ制限を含む規制に賛成されました。

### 集計結果 [令和2年2月21日現在]

回答者数 124人の内訳

(%は回答者数に対する割合)

	①高さの制限(15m)	②色彩の制限	③用途の制限
賛成	※109 (88%)	103 (83%)	115 (93%)
反対	9 (7%)	6 (5%)	4 (3%)
どちらでもよい	6 (5%)	15 (12%)	5 (4%)

\*高さ制限賛成の人数には、15mより厳しい規制を求める方も含みます。

以上、意向把握調査集計結果の速報をお知らせしました。

今後、堺市と「堺環濠都市北部の町なみを考える会」は、今回のアンケート結果を踏まえ、協働で説明会を開催するなど、地域の合意形成を図りながら景観形成に向けた取組みを実施していく考えとのことです。

## 藤井寺市表門地区の方々が、本協議会を訪問されました!

古市古墳群に近接する表門地区の住民と藤井寺市まち創造課他の皆さん10人が、2月27日(木)の午後、協議会の広報拠点である堺町家案内所を訪問されました。協議会からも役員等4人が応対し、情報交換させていただきました。

表門地区では建物の修景はこれからですが、既に道路・電柱の美装化等は先行して取り組まれており、堺環濠都市北部地区においても、参考にさせていただくことができるのではないかと思いました。



## 鉄砲鍛冶屋敷(井上関右衛門家住宅)は 「歴史的風致形成建造物」にも指定されています!

来年度から、修復に向けて解体工事が始まる堺市指定文化財の鉄砲鍛冶屋敷は、2018年3月31日に「歴史的風致形成建造物」にも指定されました。これは、いわゆる「歴史まちづくり法」に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の歴史的建造物で、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものを、市町村長が指定するものです。

町なみ再生の修景事業と同様に、本協議会も、国によって認定された堺市歴史的風致維持向上計画に基づいて、国の支援を受けています。

